

令和7年度盛岡市離婚前後の家庭支援講座 第二部
離婚するときに考えておきたい子どものこと

～お子さんが親の離婚後も幸せに暮らせるために～



公益社団法人家庭問題情報センター盛岡ファミリー相談室

【はじめに】

現在、離婚を検討されているご両親、
または、離婚されてまもないご両親へ



1 民法改正の目的と背景

(1) 民法等の一部を改正する法律が成立

(令和6年5月17日)

※ 共同親権の選択、養育費支払い責務の強化など

要綱案の離婚後の親権の選択肢

父母双方が親権者になるという選択肢が加わる

父親のみ



父親・母親



母親のみ



→ 施行は、2年以内(遅くとも令和8年5月)

(2) 子の養育をめぐる改正民法の基本的な考え方

- ① 父母は、離婚後も共に子の養育・成長に責任
- ② 親権は、親の責務
- ③ 相互の信頼に基づく養育の協力
- ④ 子の人格・意思の尊重
- ⑤ 話し合い、協力が困難な場合の、司法による調整・判断



2 離婚を考えているお父さんとお母さんが 話し合っておくべきこと

■ 十分な話し合いの必要

※ 養育計画書・養育プランの作成



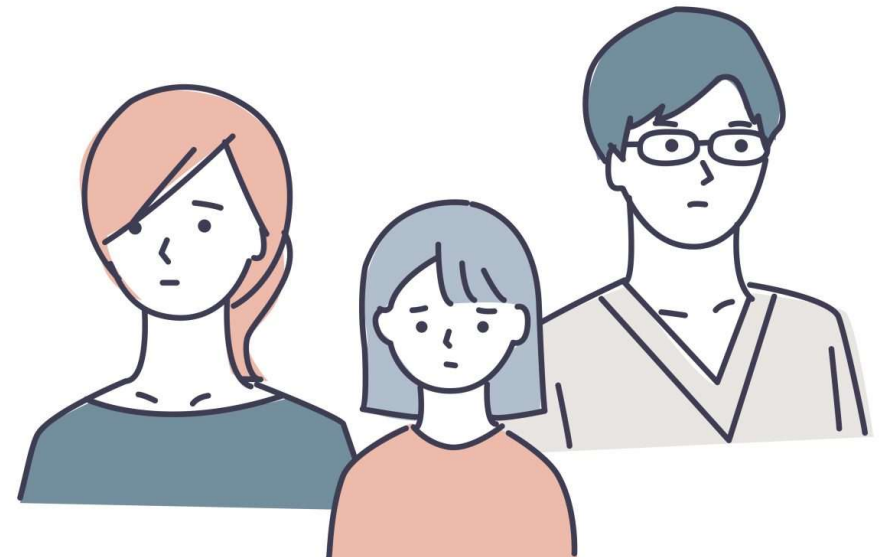
(1) 親権と監護権

- ① 親権者（※ 改正法施行後は、共同親権の選択も可）
- ② 監護者（※ 子と同居し、主として子の養育や世話をする親）
- ③ 監護協力（※ 離れて暮らす親の協力・サポート）



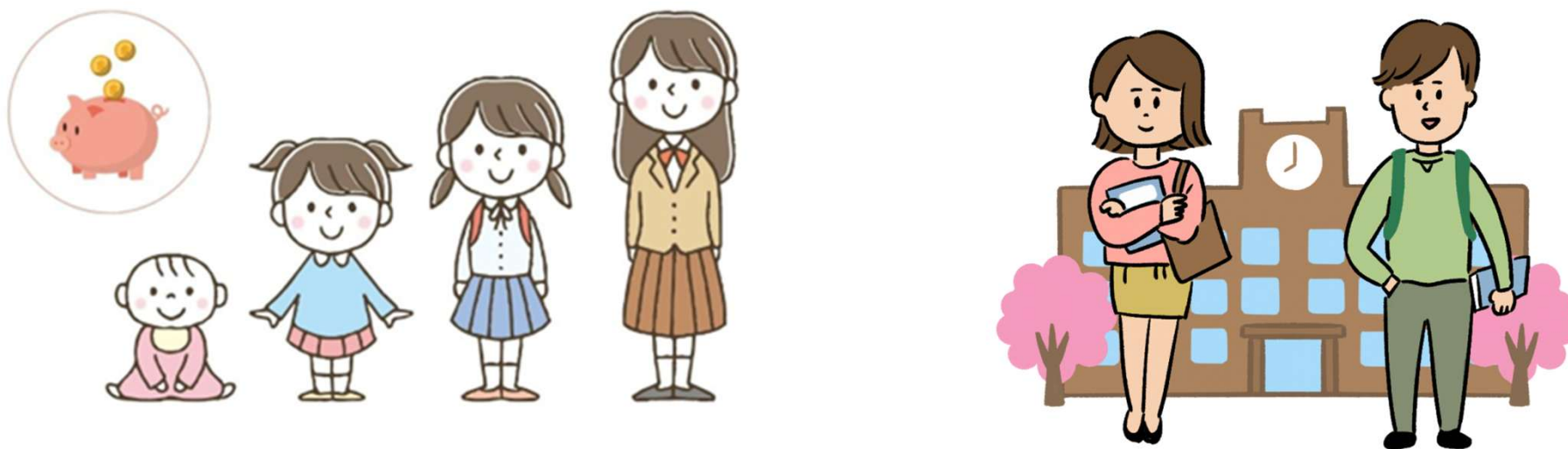
「親権」についての基本的な考え方

- ① 親権の歴史
- ② 親権は「親の権利」？
- ③ 親権を手放した親は、親ではなくなる？
→ 共同親権でなくても、養育協力は可能
- ④ 共同親権が機能するための条件
 - ア 子の親同士としてのパートナーシップ
 - イ 父母間の相互信頼
 - ウ 子の利益の尊重



(2) 養育費

- ① 毎月の送金額
- ② 送金の始期と終期(いつからいつまで)
- ③ 大学等への進学や病気などへの対応

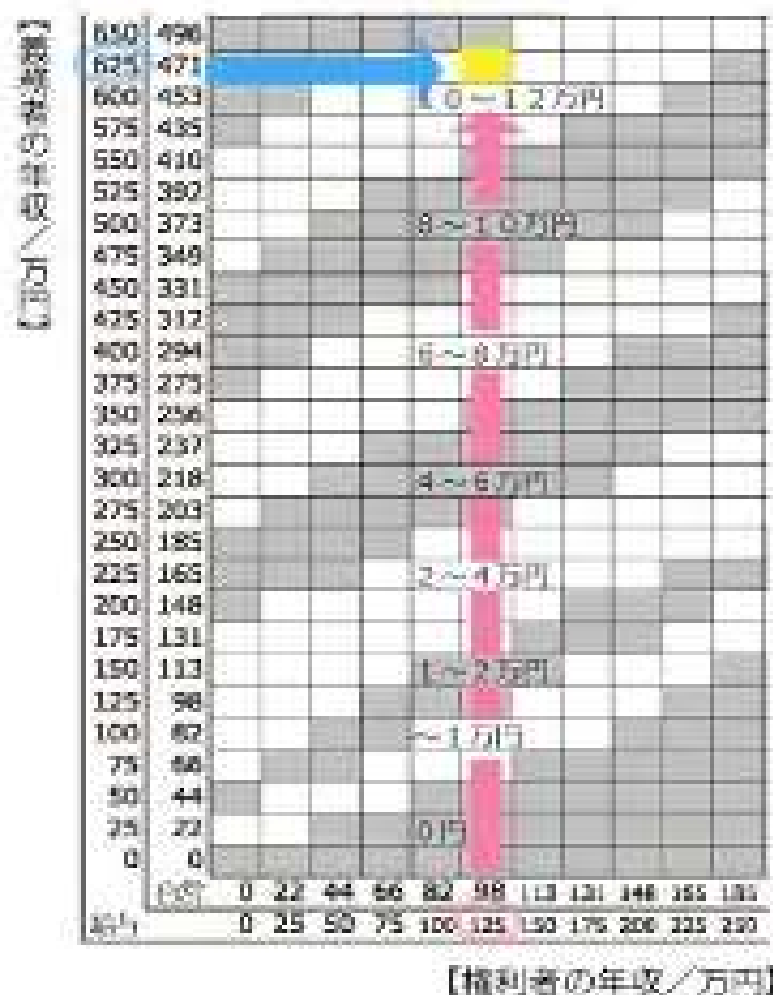


※ 養育費の増額と減額

■ 養育費取決めについての基本的な考え方

・子に対する扶養の根拠と扶養の程度→改正民法で明示

表11 婚姻費用・子1人表（子0～14歳）抜粋



□話し合いによる養育費取決め

- ・自由な取決めが可能
- ・算定表を活用
- ・弁護士や子ども家庭センターへの相談
- ・公正証書作成のすすめ

□話し合いができない場合は、離婚調停又は離婚後の養育費請求調停を利用

□法定養育費制度の新設（改正法施行後）

(3) 親子交流

ア 話し合っておくべきこと

- ① 親子交流の頻度(定期的な交流、長期休みなどの交流)
- ② 交流場所
- ③ 交流の方法
- ④ ステップアップの見通し



イ 親子交流の意義と位置づけ

- ① 親子交流は、子の権利・親の責務（※子どもの権利条約）
→ 子にとって居心地がよく安心できる交流
- ② 離婚後も父母双方から愛情やサポートを得ることの意味
→ 子どもの良好な自己イメージ、生きる力、経験のひろがり



イ 不適切な親子交流

- ① 父母間の葛藤・対立が未解決の交流（別居前のDV等）
- ② 子どもの心身症状、不安、抵抗
- ③ 子にとって居心地のよくない交流（父母の条件闘争など）
- ④ 子への無配慮、自己本位の交流（ルール・マナー違反）



3 話し合いができないか、難しいとき

(1)家庭裁判所の調停・審判申立てとその準備

- 事前に弁護士、法テラス、相談機関の助言を得る
- 家庭裁判所の手続案内、又はネット検索
(ネットの解説や書式のダウンロード)
- 弁護士の依頼
- 申立て受理から調停開始まで



この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。
この申立書とともに相手方送付用のコピーを提出してください。

受付印 収入印紙 円 手数料郵便切手 円		夫婦関係等調整調停申立書 事件名 () (この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円を貼ってください。) (貼った印紙に押印しないでください。)
令和 年 月 日 申立人 (又は法定代理人など) の記名押印		印
添付書類 ☐ (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いします。) ☐ (労働者(全部事項証明書)が被保険者に係る申立ての場合は不要) ☐ (年金分割の申立てが含まれている場合)年金分割のための情報通知書		
申立人	本籍 (国 籍) 都 道 府 県 住 所 〒 () 市 区 町 丁目 番 号 フリガナ氏 名 () 昭和 平成 年 月 日 生 () 歳	相手方 本籍 (国 籍) 都 道 府 県 住 所 〒 () 市 区 町 丁目 番 号 フリガナ氏 名 () 昭和 平成 年 月 日 生 () 歳
	住 所 ☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 / ☐ その他 () 平成 令和 年 月 日 生 () 歳 フリガナ氏 名 ()	
対象となる子	住 所 ☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 / ☐ その他 () 平成 令和 年 月 日 生 () 歳 フリガナ氏 名 ()	住 所 ☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 / ☐ その他 () 平成 令和 年 月 日 生 () 歳 フリガナ氏 名 ()
	住 所 ☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 / ☐ その他 () 平成 令和 年 月 日 生 () 歳 フリガナ氏 名 ()	

(注) 夫婦の申立書記入してください。対象となる子は、付随申立ての(1),(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。○の部分は、該当するものにチェックしてください。夫婦(1/2)

(2) 家庭裁判所の調停手続き その1

①離婚調停

- ・子の親権、養育費、親子交流、財産分与、慰謝料、年金分割も一括対象
- ・同時に「婚姻費用分担」(離婚までの生活費)申立てが可能

②協議離婚後の調停・審判申立て

ア 親権者指定(※ 改正民法施行後)

イ 養育費

ウ 親子交流

エ 財産分与

オ 年金分割

カ 慰謝料

◇ アイウエオ 調停不成立の場合、審判移行

◇ カ 調停不成立の場合、訴訟を検討



(2) 家庭裁判所の調停手続 その2

※ 改正法施行後に加わる手続き

① 「親権者指定」

- ◇ 協議離婚を先行する場合

② 「親権者変更」

- 父から母、又は母から父へ(以前と同じ)
- ◇ 単独親権から共同親権へ
- ◇ 共同親権から単独親権へ

③ 「監護者の指定」

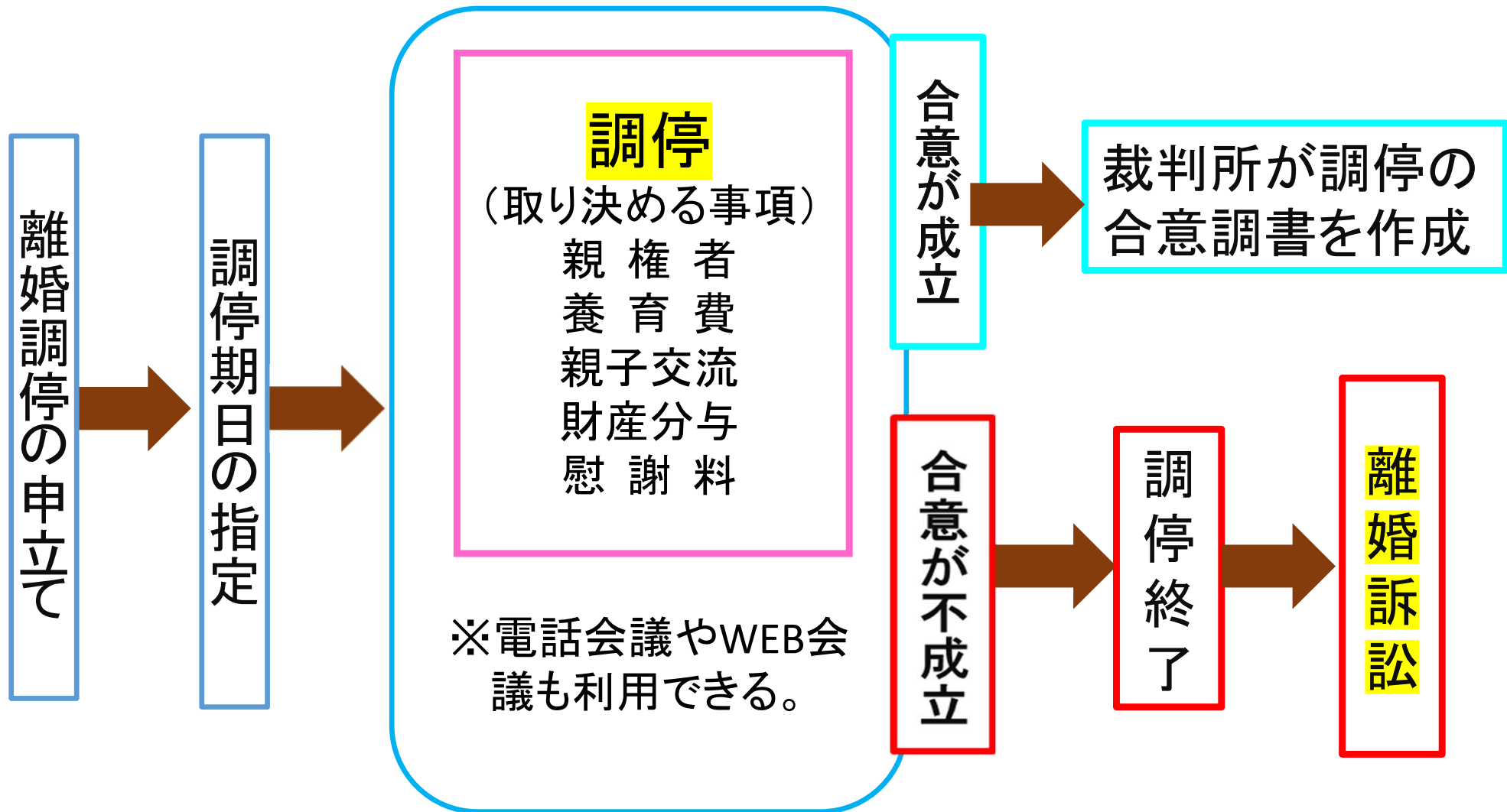
- 別居中の夫婦(以前と同じ)
- ◇ 離婚後の共同親権の場合

④ 「親権行使者の指定」

- ◇ 離婚後の共同親権の場合



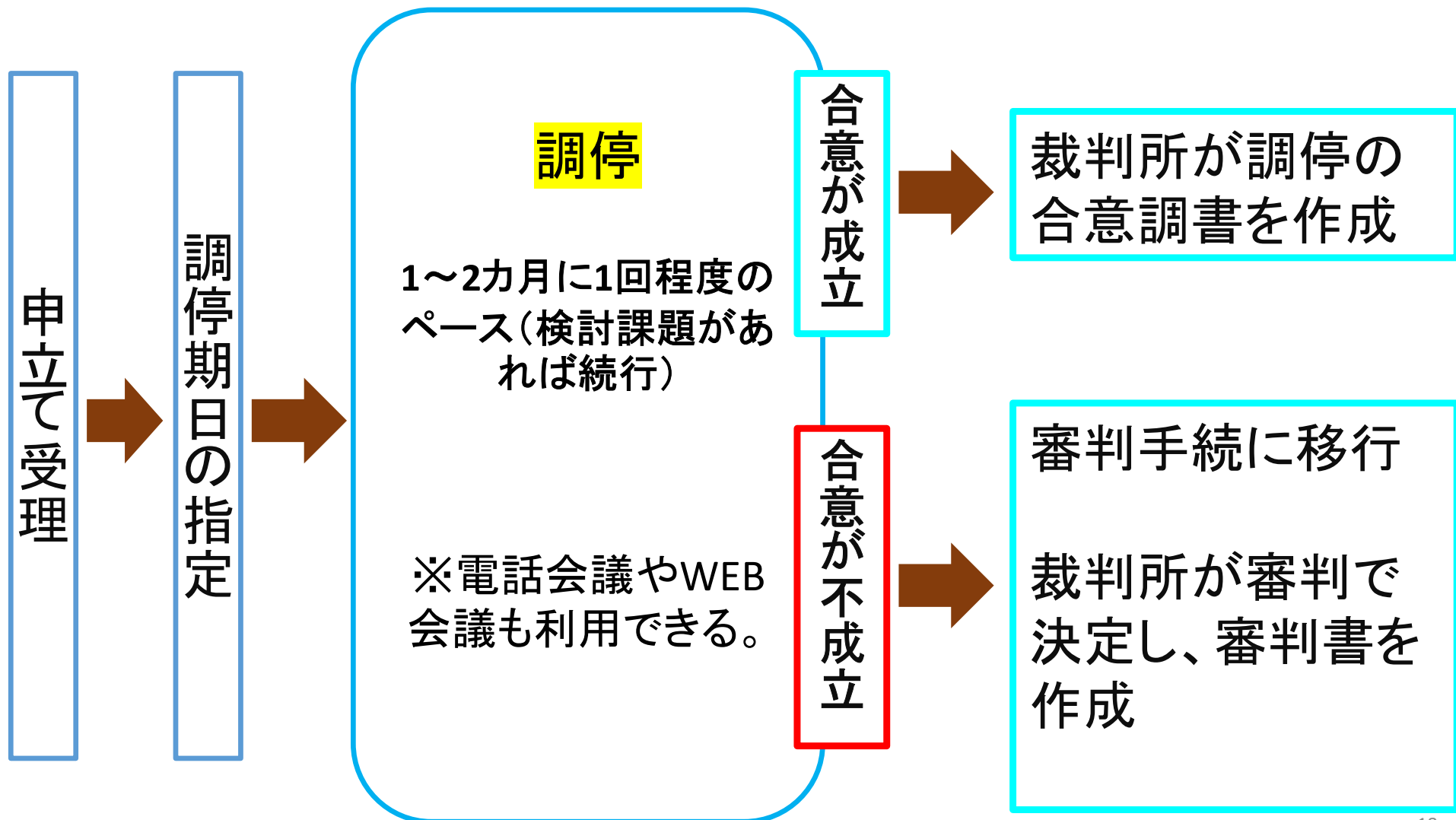
離婚調停の手続の流れ



← (別途) 婚姻費用分担調停 →

親権者指定・養育費・親子交流等調停の手続の流れ

※ 監護者指定、財産分与、年金分割も同じ



まとめ

本講座のポイント

- 1 離婚に際し、子の生活や心身の健康、今後の成長に伴うサポート態勢などをしっかり取決める。
- 2 離婚後、親権の有無にかかわらず、父母双方が子の生活、心身の健康、今後の成長に責務を負う。
- 3 父母は、離婚後も、子の親同士として、互いの立場を尊重し、パートナーシップを維持する。
- 4 話し合う際は、それぞれの親の権限よりもお子さんの利益を優先し、子の意思も成長段階に応じて尊重する。
- 5 DV、モラハラなどのパワー格差、感情的対立により、協議や協働が困難な場合、弁護士や行政機関等のサポートを受け、調停や審判等の手続を適切に利用する。
その場合においても、対決的な姿勢から脱し、協働をめざす。